

令和4年10月12日

保護者 様

伊勢原市教育委員会

(季節性) インフルエンザ罹患時に係る対応の変更について (お知らせ)

日ごろ、本市の教育活動に御理解・御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

伊勢原市立小中学校におきましては、児童・生徒が(季節性)インフルエンザに罹患し、出席停止となった場合、これまでは医師が記載した「治癒証明書」を登校時に提出していただいておりますが、今年度から、保護者様が記入する「インフルエンザ登校届」(以下「登校届」と略します。)を登校時に提出していただくことに変更いたしました。

令和4年10月以降、医療機関にて(季節性)インフルエンザと診断された場合は、必ず学校に御連絡いただき、医師の指示に従い安静に過ごした後、出席停止期間の「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日」が経過しましたら、保護者様が登校届に記入し、お子さまに持たせて登校させてください(担任に提出)。

ただし、日数が経過してもお子さまの状態が回復していない場合は、再度受診して医師の指示に従ってください。

なお、登校届は、今回配布した用紙を保管し、インフルエンザに罹患した際に御使用ください。紛失等により登校届の用紙が再度必要になった場合は、各学校にお問い合わせください。

また、(季節性)インフルエンザ以外の学校感染症(百日咳・麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱ほか)につきましては、これまでどおり医師が記載する「治癒証明書」の提出が必要です。

## 1 配布資料

- (1) (季節性) インフルエンザ罹患時に係る対応の変更について (本通知)
- (2) インフルエンザ登校届
- (3) インフルエンザ登校届記入例
- (4) インフルエンザ 出席停止期間(学校を休む期間)について

事務担当は、学校教育課学務係  
電話 0463-74-5168